

地方財政の充実・強化を求める意見書

子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額等が確保される必要がある。

経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税総額等の拡大に向けた次の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額及び地方交付税の算定方法については、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額等の拡大を図ること。
- 3 地方交付税については、地方自治体の重要な財源であるため現行水準を確保すること。また、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿